

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）について

本学は、2020年度からの高等教育の修学支援新制度について、機関要件の確認申請を行い、2019年9月20日付で、文部科学省より対象校として認定されました。これを受け、授業料等の減免、日本学生支援機構による給付型奨学金が実施されることになりました。

新制度では、授業料等の減免と返還不要の給付奨学金の受給がセットで実施されます。

なお、2021年度以降入学の日本人学部生については、愛知県公立大学法人が実施する授業料減免制度の対象外となります。

○対象となる学生

文部科学省 HP「高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答」で申請要件に該当するか確認することができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

1. 家計の経済状況に関する要件（所得及び財産）
2. 学業成績、学修意欲に関する要件
3. 国籍・在留資格に関する要件
4. 大学に進学するまでの期間に関する要件

【本件に関する問い合わせ窓口】

愛知県立大学 学生支援課

TEL : 0561-76-8828

Email : gakusei@bur.aichi-pu.ac.jp